議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びウルグアイ東方共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第十一条3(c)の規定に関し、「金融機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される者であって次の(i)から(iv)までの規定のいずれかに該当するもの

(i)　銀行

(ii)　保険会社

(iii)　証券会社

(iv)　(i)から(iii)までに掲げる者以外の企業であって、当該利子の支払が行われる課税年度に先立つ三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が条約第五条9の規定に従って当該企業と密接に関連しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(b)　ウルグアイの法律第一万五千三百二十二号（千九百八十二年九月十七日）第一条の規定（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の対象となる事業をいう。

2　条約第十一条3(c)(ii)の規定に関し、「投資事業」とは、ウルグアイの法律第一万六千九百六号（千九百九十八年一月七日）の規定（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の対象となる事業をいう。

3　条約第十三条4の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(a)　いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(b)　両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

4　条約第十五条の規定に関し、「これに類する機関」には、ウルグアイの法律第一万六千六十号（千九百八十九年九月四日）第三百九十七条の規定（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）に定めるウルグアイの居住者である法人の管理理事会又は監督理事会を含むことが了解される。

5　条約第二十条の規定に関し、日本国については、「匿名組合」とは、日本国の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章の規定（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）に規定する匿名組合をいうことが了解される。

6　条約第二十四条5の規定に関し、

(a)　(i)　一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十四条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続（以下この6において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、同条5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(ii)　事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十四条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(iii)　事案によって直接に影響を受ける者が条約第二十四条5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

(b)　(i)　仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(aa)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。

(bb)　各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。

(cc)　仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

(ii)　両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、条約第二十五条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

(iii)　条約第二十四条及び第二十五条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十五条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c)　(i)　仲裁決定は、最終的な決定とする。

(ii)　仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、条約第二十四条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(b)(ii)及び(iii)並びに(f)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(iii)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d)　(i)　事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(ii)　事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

(e)　条約第二十四条及びこの6の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する相互協議手続及び仲裁手続は、終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii)　当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合